

那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）に対する
意見を募集した結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和6年12月25日(水)～令和7年1月24日(金)

(2) 閲覧及び意見の募集方法

- ・ 那珂市ホームページへの掲載
- ・ 那珂市役所環境課での閲覧
- ・ 那珂市役所瓜連支所での閲覧
- ・ 那珂市立図書館での閲覧

(3) 閲覧等の概要

- ・ ホームページへのアクセス 171件

(4) (案)に対する意見(コメント)、質問等

- ・ 意見(コメント)提出人数 2人
- ・ 意見(コメント)数 5件

2 意見(コメント)の内容及びそれに対する市の考え方
別紙のとおり

| No. | 意見(コメント)の内容 | 意見(コメント)に対する市の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>(抑制区域)</p> <p>第7条 市長は、この条例の目的を達成するために、太陽光発電設備の導入を抑制すべきと判断した地区を規則で定めるところにより抑制地域として指定し、当該 地域では設置事業及び発電事業を行わないよう事業者に協力を求めることができる。</p> <p>とあるが、抑制区域である以上「協力を求めることができる。」ではなく、「設置の禁止を命ずることができる。ただし、公益上必要と認められる場合は、認めることができる。」とすべきである。</p> | <p>条例案第1条の目的に規定している通り、本条例は太陽光発電設備の規制を目的とした条例ではありません。</p> <p>太陽光発電設備の設置について、必要な手続きを満たし、各法令で事業を実施して問題がないということであれば、設置を本条例で禁止することは過度な私権の制限になると考えるため、原案のとおりとします。</p> |
| 2 | <p>那珂市太陽光発電設備の適切な設置及び管理に関する条例(案)は届出制となっており、設備設置事業者が環境保全や近隣住民の迷惑を顧みず、事業展開しても罰則規定がなく、継続して事業展開されてしまう。また、罰則規定を設けても自治体での罰金は、5万円以下で、払って終わりで事業者には痛くもかゆくもない。設備設置維持管理事業者が、継続して環境保護・保全、住民の迷惑を顧みず事業展開や事業廃止未処理のまま放置することなどを防止するうえで、太陽光発電設備設置について、市長の許可制にすれば、適切な太陽光設備設置及び管理がなされ则认为します。</p> <p>那珂市の豊かな緑環境の保全と維持及び市民の安心安全な生活環境の維持のためにも、那珂市太陽光発電設備の適切な設置及び管理に関する条例(案)を、市長への届出制から許可制への変更を要望します。</p> | <p>許可制は、制限されている特定の行為や事業に対して行政が行う承認であり、客観的な基準に従って行われることが求められます。許可制とした場合、本市には太陽光発電設備の設置を制限する根拠と許可の審査基準があり、例外的に認めるという扱いになると考えます。</p> <p>本市においては、法令で太陽光発電設備の設置を制限していないところに、設置を制限する必要があると証明するに足りうる事案や危惧が明確に発生していないことから、制限すべき明確な根拠がないものと考えております。</p> <p>また、国は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、本市もゼロカーボンシティの実現を表明し政策のひとつに再生可能エネルギーの導入促進を掲げています。条例案第1条の目的に規定しているとおり、本条例は太陽光発電設備の規制を目的とした条例ではありません。各法令で事業を実施して問題がないとされた太陽光発電設備の設置について更に許可制と</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | | <p>することは、再生可能エネルギー導入促進の妨げになるおそれがあります。</p> <p>本市の状況を総合的に考え、原案のとおり届出制とします。</p> |
| 3 | <p>【変更前】 （実施協議）</p> <p>第12条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該事業に係る工事に着手しようとする60日前までに、規則で定める事項を市長に届け出て、協議しなければならない。</p> <p>2 市長は、実施協議が終了したときは、事業者へ実施協議終了の通知をするものとし、必要に応じて、その通知に意見を付すことができる。</p> <p>3 事業者は、前項に規定する協議終了後、届け出た内容に変更等が生じた場合は、速やかにその旨を市長へ届け出て、改めて協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>【変更後】 （実施協議）</p> <p>第12条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、当該事業に係る工事に着手する日の60日前までに、第10条及び第11条の定めに基づき、当該事業区域の周辺関係者への太陽光発電施設の設置に関する周知状況及び説明会開催結果を記録した書類を添えて、当該事業計画について、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> | <p>許可制については、No.2の回答のとおりです。</p> <p>実施協議に伴う添付書類の詳細については、施行規則で定めま す。パブリックコメントの参考資料でご提示しましたとおり、ご 意見と同等の資料提出を求めることを想定しています。</p> <p>事業計画の変更については、届出制のため、市への変更前の許 可申請を想定しておらず、原案のとおりとします。</p> <p>届出の内容が、太陽光発電設備の設置に必要な手続きを満たし、 各法令で事業を実施して問題がないことや、本条例で規定する義 務を果たしているか等を確認し、規定に反している場合は是正す るよう指導します。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)</p> <p>(2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日</p> <p>(3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状</p> <p>(4) 太陽光発電施設の設置する位置、構造及び発電出力</p> <p>(5) 太陽光発電施設の維持管理計画(太陽光発電施設の廃止後において行う措置を含む。)</p> <p>(6) 全各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項</p> <p>3 第1項の許可の申請をした者は、当該申請に係る事業計画に定める事項のうち、前項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画について、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該変更が事業者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の事業者がこれをしなければならない。</p> | |
| 4 | <p>【変更前】</p> <p>(助言、指導又は勧告)</p> <p>第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し適切な措置を講じるよう助言又は指導を行うことができる。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し適切な措置を講じるよう勧告を行うことができる。</p> <p>(1) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わない</p> | <p>許可制については、No.2の回答のとおりです。</p> <p>事業者へ命令(行政処分)をすることについては、条例案は届出制であるため、各法令で事業を実施して問題がないとされている太陽光発電設備であれば本市が命令(行政処分)をすることは適当でないと考え、原案のとおりとします。</p> <p>事業者が条例に反しているときは、助言又は指導、勧告(行政指導)により是正を図ることとし、その勧告に従わないときは、事業者名等を公表することを規定しています。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>とき。</p> <p>(2) 第9条第1項若しくは第12条第1項の規定による協議をせず又は虚偽の協議をしたとき。</p> <p>(3) 第12条第2項の規定による通知を受ける前に、設置事業に係る工事に着手したとき。</p> <p>(4) 第12条第3項若しくは第14条第1項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 第15条の規定による事業者の管理義務を果たさないとき。</p> <p>(6) 第16条第1項、第3項又は第4項の規定による発電事業を終了するときの義務を果たさないとき。</p> <p>(7) 前条第1項の規定による報告を正当な理由なく拒み、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>【変更後】 (措置命令)</p> <p>第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し適切な措置を講ずることを命令することができる。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し適切な措置を講ずることを命じることができる。</p> <p>(1) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わないとき。</p> | <p>許可の取消については、許可制でない太陽光発電設備について許可の取消についての規定を要しないため、原案のとおりとします。</p> |
|--|--|

| | | |
|---|---|---|
| | <p>(2) 第9条第1項若しくは第12条第1項の規定による協議をせず又は虚偽の協議をしたとき。</p> <p>(3) 第12条第2項の規定による通知を受ける前に、設置事業に係る工事に着手したとき。</p> <p>(4) 第12条第3項若しくは第14条第1項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 第15条の規定による事業者の管理義務を果たさないとき。</p> <p>(6) 第16条第1項、第3項又は第4項の規定による発電事業を終了するときの義務を果たさないとき。</p> <p>(7) 前条第1項の規定による報告を正当な理由なく拒み、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき</p> <p>3 (措置命令) 事項に従わないものについては、(許可の取消し等)の事項を新たに設けること。</p> | |
| 5 | <p>【変更前】 (公表) 第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所又は名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>【変更後】 (違反事実等の公表)</p> | <p>許可制については、No.2の回答のとおりです。</p> <p>また、命令については、No.4の回答のとおりのため、許可及び命令に関する部分については原案のとおりとします。</p> <p>公表の方法の詳細は、施行規則等で規定するため、原案のとおりとします。</p> <p>事業者の弁明の機会については、公表に至るまでの助言、指導又は勧告をする過程で、事業者から事情を聴取する機会を得られることから、特に規定を要しないものと考え、原案のとおりとします。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>第19条 市長は、本条例の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したとき又は許可の取消しをしたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表することができる。</p> <p>(1) 当該命令に違反し、又は当該許可の取消しを受けた事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 当該命令の内容又は当該許可の取消しの理由</p> <p>2 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表することができる。</p> <p>(1) 当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 当該事業者が行った不正行為の内容</p> <p>3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> | |
|---|--|